

小美玉市国土強靱化地域計画【概要版】

第1章 計画の策定趣旨，位置づけ

1. 策定趣旨
・東日本大震災の教訓を踏まえ、平時から大規模自然災害等様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識のもと、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が、茨城県においても、茨城県国土強靱化計画」が策定されています。
・本市においても、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために「小美玉市国土強靱化地域計画」を策定します。

2. 位置づけ
・国土強靱化基本法第13条に基づく計画となります。
・国や県の計画と調和のとれた計画とすると同時に「小美玉市第2次総合計画」における地域防災力の向上などの具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置づけます。
・地域防災計画が、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画であるのに対し、国土強靱化地域計画は、平時からのハード・ソフト両面での備えを中心とした、包括的な計画となっています。

第2章 国土強靱化の基本的な考え方

1. 基本目標
市民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えることで、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続ける社会の形成を目指し、

I 人命の保護が最大限図られること
II 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
IV 迅速な復旧復興

の4つを基本目標に位置づけ、「小美玉市第2次総合計画」の将来像である『「ひともの地域」が輝き はばたくダイヤモンドシティ』の実現に向け、関連施策を推進していきます。

2. 対象とする災害
国・県の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本市に甚大な被害をもたらすと想定される**自然災害全般**（地震、台風・竜巻・豪雨などの風水害等）とします。
比較的影響が少ないと想定される火山による降灰、大雪災害、林野火災等の自然災害は、国・県、周辺市町村との連携の中で考慮することとします。

第3章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方
大規模自然災害の甚大な被害を回避するために、現行の施策で足りるか、どこに脆弱性があるかを明らかにするために実施します。

2. 「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ」の設定
小美玉市が行政として災害時に求められる事項、達成すべき事項として「事前に備えるべき目標」を8つ設定しています。
またそれらの目標の達成を妨げる「リスクシナリオ」を29個設定しています。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による市内企業の生産力低下
		5-2	基幹的地域交通ネットワークの長期停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	市民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	堤防・ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による土地の荒廃
		7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	土木施設の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

3. 評価結果
リスクシナリオごとに分析・評価を実施します。

第4章 国土強靱化の推進方針

1. 推進方針
脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策を、施策分野ごとに整理します。

○行政機能・消防・防災等

施策分野	必要な施策
行政機能	①防災拠点機能の確保、耐震化
消防	①火災予防等に関する啓発活動 ②消防体制の整備
防災	①防災に関する啓発活動 ②災害への備え

○住宅・都市

住宅	①住宅・宅地・建築物等の防火性向上・耐震化 ②空家対策
都市	①防災まちづくりの推進 ②上水道の整備 ③下水道の整備

○保健医療・福祉

保健医療	①医療施設の整備 ②感染症の予防対策
福祉	①高齢者・障がい者福祉

○農業・産業・エネルギー

農業	①農水産業生産基盤等の災害対応力の強化
産業・エネルギー	①ライフラインの災害対応力の強化

○情報通信・交通・物流

情報通信	①災害時の情報伝達手段の整備
交通・物流	①道路の整備及び防災減災対策

○環境・国土保全

環境	①災害廃棄物の処理体制の整備 ②環境保全対策
国土保全	①雨水排水施設等の整備

第5章 計画の推進と不断の見直し

1. 計画の推進期間及び見直し
今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画の推進期間は、当面令和2年から令和7年の5年間とし、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて見直すこととします。

2. 施策の推進と重点化
29のリスクシナリオを対象に、緊急性や優先度を総合的に判断し、11の重点化すべき施策群（重点プログラム）を設定しました。
この重点プログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況等を踏まえつつ、更なる重点化を含め、取組の一層の推進に努めるものとします。